

## 5 今後の展望

今後の展望として、おおむね15歳から39歳までの社会生活を営む上での困難を有する子供や若者を支援対象として、子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点となる「相談窓口」（法13条に規定する「子ども・若者総合相談センター」）を、両市町それぞれに令和2年度に設置する計画である。

この「相談窓口」は、両市町の住民の相互利用を前提としており、実務者会議において各構成機関から相談窓口運営について様々な意見を頂き、その意見を踏まえ、予算編成や運営方針について両市町が調整を図り、計画を推し進めてきたところである。

スタートしてまだ1年余りの協議会ではあるが、今後、実効性のある組織としていくため、両市町の協同を更に強固なものとしながら運営に取り組んでいる。

## 2 アウトリーチの充実

「子ども・若者育成支援推進法」第15条では、困難を有する子供・若者に対する支援の一つとして、「子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと」が規定されている。

困難を有する子供・若者の中には、自ら相談機関に出向くことが難しい者もあり、支援を行う者が問題に応じて家庭等に出向き、必要な相談、助言又は指導を行うアウトリーチ（訪問支援）が必要な場合がある。

内閣府は、アウトリーチに携わる人材の養成を目的とした「アウトリーチ（訪問支援）研修」を実施している。この研修では、講義・演習のほか、実地研修（研修生が、アウトリーチ等の実績のある相談機関・団体に赴き、支援の現場で指導を受ける実習）も実施しており、実践的な技能の習得を図っている。また、令和元（2019）年度には、過去にアウトリーチ研修を受講した者を主な対象に、長期化したひきこもりの状態にある者等にも対応でき、個々の特性をいかした就業等につなげられる高度な知識・技術の習得を目的としたアウトリーチ上級研修も実施した。

## 第2節 困難な状況ごとの取組

### 1 若年無業者、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

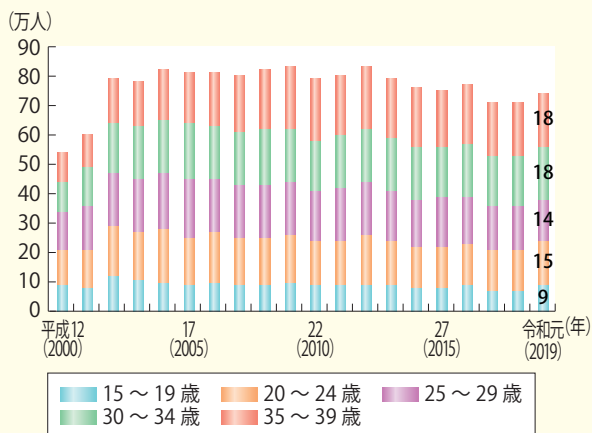
15～39歳の若年無業者の数は、令和元（2019）年で74万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.3%であった（第3-3図）。総務省が平成29（2017）年10月に実施した調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、病気・けがや勉強中の者を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答が見られる（第3-4図）。

また、15歳～39歳のひきこもりの状態にある者（「自室からほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当する者）の推計数は、平成27（2015）年度の調査では54.1万人であった。

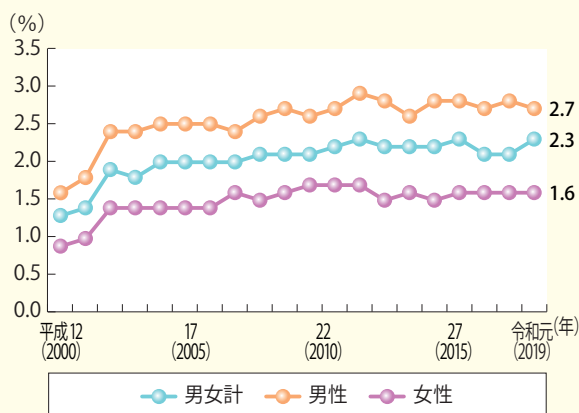
第3-3図 若年無業者数

◆15歳～39歳の若年無業者数は、令和元年で74万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.3%であった。

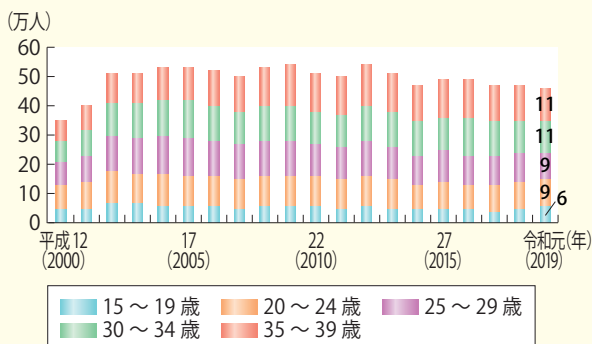
(1) 推移(男女計)



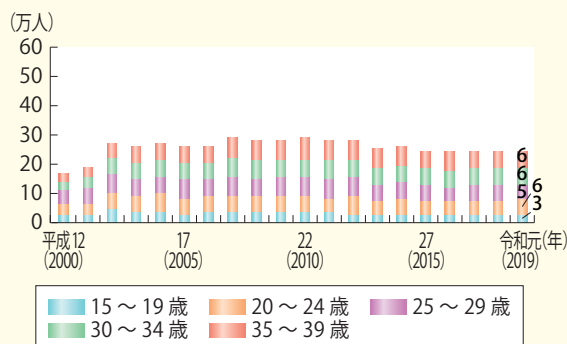
(2) 15～39歳人口に占める若年無業者の割合



(3) 推移(男性)



(4) 推移(女性)

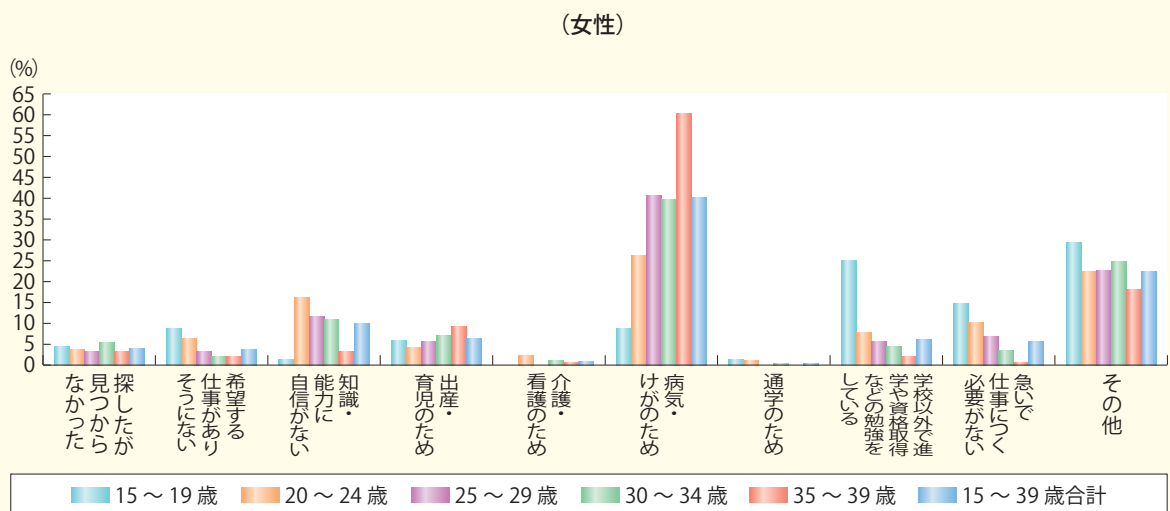
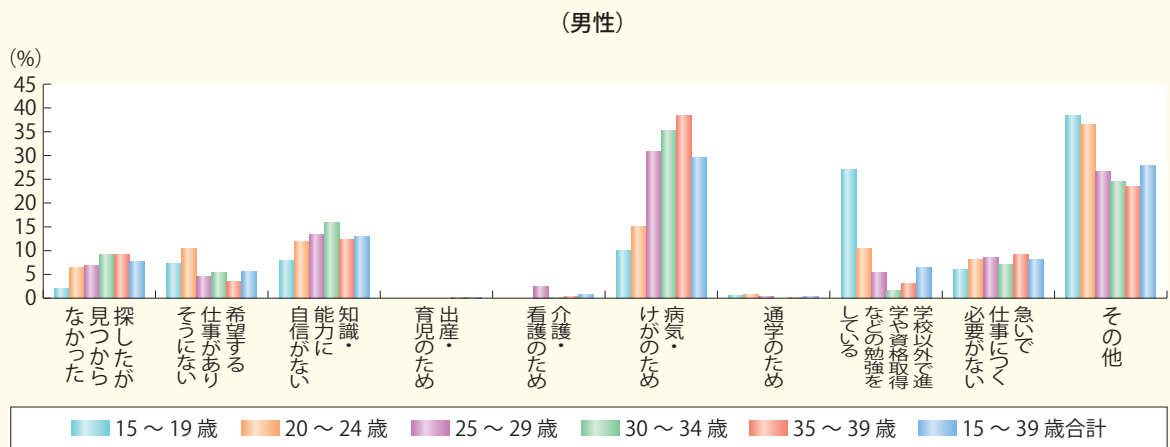
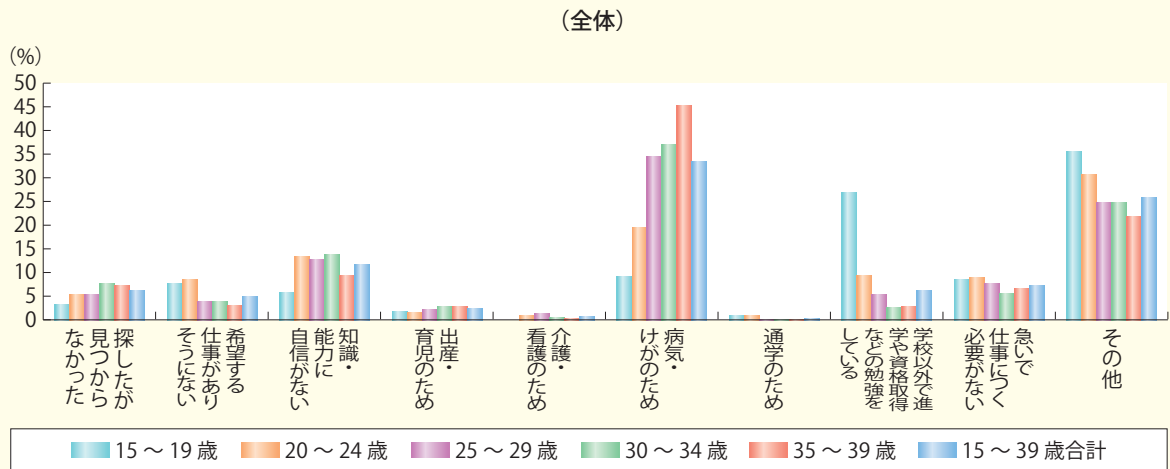


(出典) 総務省「労働力調査」

(注) 1. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 2. 男女別のそれぞれの数値を四捨五入しているため、男女計の数値とは合わない。

第3-4図 就業希望の若年無業者が求職活動をしない理由（平成29年度）

◆「病気・けが」や「勉強」を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」の回答が多くみられる。

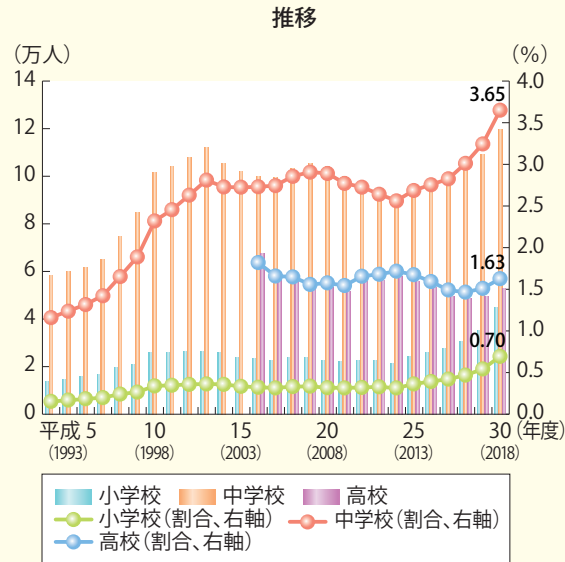


(出典) 総務省「就業構造基本調査」

小・中学生の不登校児童生徒数は、平成25（2013）年度から平成30（2018）年度にかけて、6年続けて前年を上回っている（第3-5図）。不登校の要因をみると、小・中学生では、家庭に係る状況、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振等が多くみられる（第3-6表）。

**第3-5図 不登校の状況**

◆小学生・中学生の不登校は、平成25年度から平成30年度にかけて6年続けて前年より増加した。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 (注) 1. ここでいう不登校児童生徒とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子供が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。  
 2. 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高等学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む）。高等学校は平成16年度から調査。

第3-6表 不登校の要因

(1) 国公立小・中学校 不登校の要因 (平成30年度)

学校、家庭に係る要因(区分)	分類別児童生徒数	学校に係る状況									家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり問題	教職員との関係をめぐり問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐり問題	入学、転編入学、進級時の不適応			
本人に係る要因(分類)	28,639	776	20,733	2,386	2,921	570	1,084	546	1,506	4,303	771	
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	—	2.7%	72.4%	8.3%	10.2%	2.0%	3.8%	1.9%	5.3%	15.0%	2.7%	
「あそび・非行」の傾向がある。	5,200	4	497	183	1,407	154	56	1,357	129	2,802	409	
「無気力」の傾向がある。	47,869	58	5,367	644	15,438	1,929	777	1,509	2,753	22,376	6,176	
「不安」の傾向がある。	54,854	154	16,790	1,428	12,721	3,643	1,120	1,232	5,350	17,175	7,267	
「その他」	27,966	45	2,348	396	2,995	594	238	544	1,495	15,285	7,583	
計	164,528	1,037	45,735	5,037	35,482	6,890	3,275	5,188	11,233	61,941	22,206	
	100.0%	0.6%	27.8%	3.1%	21.6%	4.2%	2.0%	3.2%	6.8%	37.6%	13.5%	

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 (注) 1. 「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。  
 2. 「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答可。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。  
 3. 「家庭に係る状況」とは、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐり問題、家庭内の不平等が該当する。  
 4. 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因(区分)」の「計」に対する割合。

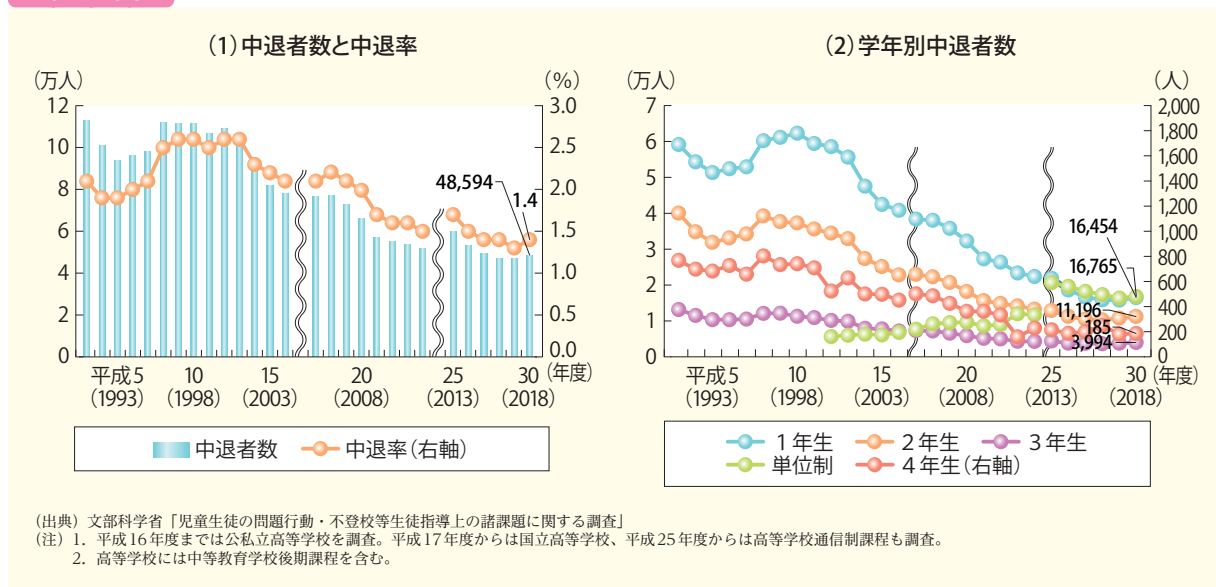
(2) 国公立高等学校 不登校の要因 (平成30年度)

学校、家庭に係る要因(区分)	分類別生徒数	学校に係る状況														家庭に係る状況		左記に該当なし				
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり問題	教職員との関係をめぐり問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐり問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭に係る状況	左記に該当なし											
本人に係る要因(分類)	8,421	1,927	166	27	5,656	1,247	255	51	662	153	306	66	389	92	224	61	778	200	570	130	373	141
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	—	—	2.0%	1.4%	67.2%	64.7%	3.0%	2.6%	7.9%	7.9%	3.6%	3.4%	4.6%	4.8%	2.7%	3.2%	9.2%	10.4%	6.8%	6.7%	4.4%	7.3%
「あそび・非行」の傾向がある。	4,964	2,252	1	0	355	156	48	11	1,162	606	138	42	2	974	272	577	274	840	319	1,343	764	
「無気力」の傾向がある。	—	—	0.0%	0.0%	7.2%	6.9%	1.0%	0.5%	23.4%	26.9%	2.8%	1.9%	0.7%	0.1%	19.6%	12.1%	11.6%	12.2%	16.9%	14.2%	27.1%	33.9%
「不安」の傾向がある。	17,359	5,895	6	0	953	303	146	38	4,455	1,243	1,223	309	149	26	668	206	2,936	1,037	2,414	813	5,882	2,497
「その他」	12,282	3,534	27	7	1,992	536	131	37	2,395	608	2,506	504	257	42	150	31	2,008	780	1,964	592	2,421	783
計	52,723	17,313	208	35	9,224	2,310	613	140	9,436	2,858	4,671	1,035	918	186	2,155	607	7,192	2,576	8,084	2,918	15,282	6,146
	100.0%	100.0%	0.4%	0.2%	17.5%	13.3%	1.2%	0.8%	17.9%	16.5%	8.9%	6.0%	1.7%	1.1%	4.1%	3.5%	13.6%	14.9%	15.3%	16.9%	29.0%	35.5%

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 (注) 1. 「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。  
 2. 「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答可。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。  
 3. 「家庭に係る状況」とは、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐり問題、家庭内の不平等が該当する。  
 4. 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因(区分)」の「計」に対する割合。  
 5. ※の欄は、それぞれの内数として単位制高校を計上している。

高校中途退学者は、平成30年度は約4万9,000人、中退率は1.4%となっている（第3-7図）。中退事由としては、進路変更、学校生活・学業不適合が多くみられる（第3-8表）。

第3-7図 高校における中途退学者



第3-8表 高校中途退者の事由別構成比

(単位: %)

	学業不振	学校生活・学業不適合	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
17年度	6.9	38.6	34.2	4.2	3.6	4.3	4.6	3.6
18年度	7.3	38.9	33.4	4.2	3.4	4.2	4.8	3.7
19年度	7.3	38.8	33.2	4.2	3.6	4.4	4.9	3.6
20年度	7.3	39.1	32.9	4.1	3.3	4.5	5.1	3.7
21年度	7.5	39.3	32.8	4.0	2.9	4.5	5.5	3.4
22年度	7.0	39.0	34.0	4.0	1.9	4.5	6.0	3.6
23年度	7.2	38.9	34.0	3.8	1.8	4.8	5.9	3.6
24年度	7.6	40.0	33.3	3.7	1.6	4.5	5.7	3.5
25年度	8.1	36.3	32.9	3.7	2.2	4.2	4.8	7.7
26年度	7.7	34.9	34.8	4.0	2.3	4.3	4.5	7.6
27年度	7.8	34.1	34.3	4.2	2.8	4.5	4.1	8.2
28年度	7.9	33.6	33.8	4.5	2.6	4.4	3.9	9.4
29年度	7.6	34.9	34.7	4.3	1.8	4.2	3.9	8.6
30年度	7.8	34.2	35.3	4.3	2.0	4.2	3.8	8.4

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 (注) 1. 平成25年度から高等学校通信制課程も調査対象に含まれている。  
 2. 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

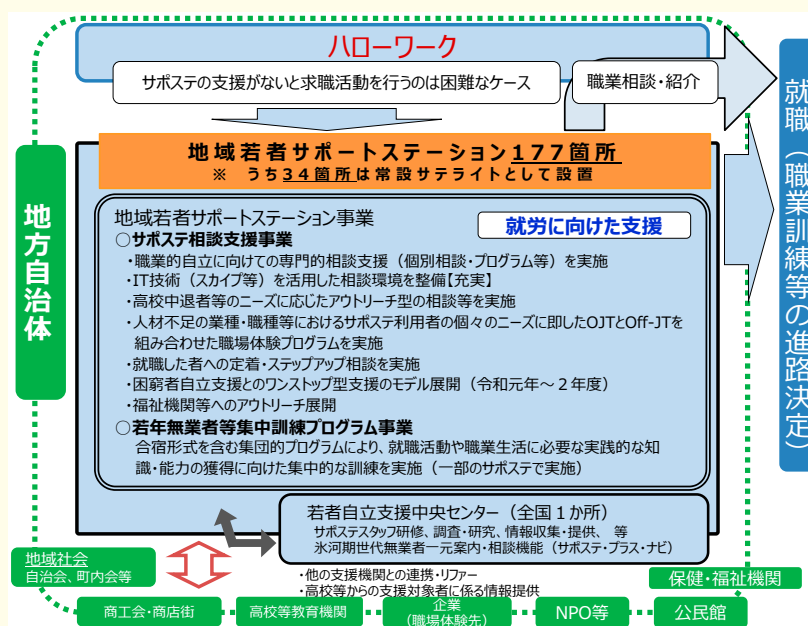
このように、依然として困難を抱えた子供・若者が多く存在しており、それぞれが置かれている状況も様々である。困難な状況が長引くことのないように、関係機関の連携した支援が必要である。

## (1) 若年無業者等の支援（厚生労働省）

厚生労働省は、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施している（15～49歳対象）（第3-9図）。サポステでは、以下のようなサービスの多くを無料で受けることができる。

- ・キャリアコンサルタントなどによる個別相談、支援計画の作成
- ・個別・グループによる就労に向け踏み出すためのプログラム
- ・就職した者への定着・ステップアップ相談
- ・集中訓練プログラム（合宿形式を含むサポート、自信回復、職場に必要な基礎的能力付与、就職活動に向けた基礎知識獲得などを集中的に実施）
- ・職場見学や職場体験
- ・高校中退者等のニーズに応じたアウトリーチ型の相談支援
- ・保護者を対象としたセミナーや個別相談

第3-9図 地域若者サポートステーション事業



## (2) ひきこもりの支援（厚生労働省）

厚生労働省は、平成21（2009）年度から、保健・医療・福祉・教育・雇用といった分野の関係機関と連携の下でひきこもり専門相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めてきた。その結果、平成30（2018）年4月に全ての都道府県及び指定都市（67自治体）に「ひきこもり地域支援センター」が設置されるに至った（第3-10図）。また、平成25（2013）年度から、本人や家族に対する早期対応を目的として、継続的な訪問支援などを行う「ひきこもりサポーター」を都道府県又は市町村が養成し、市町村が家族や本人へサポーターを派遣する事業を行っており、加えて、平成30年度からはひきこもり支援に携わる人材の育成・資質の向上や市町村における支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり等を推進する事業も実施している。